

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成23年 6 月20日

長野市監査委員	増 山 幸 一
同	高 波 謙 二
同	小 林 義 直
同	小 林 紀美子

措置の通知書

平成 22 年度 随時監査（工事監査・後期）(22 監査第 91 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 計画及び設計について 設計図書の作成に関し注意すべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>自転車駐車場改修工事において、応札業者中最も高額で応札した業者が落札し、他の業者はすべて最低制限価格未満での応札のため失格となっており、落札業者の入札額 (3,590 万円) と失格業者の平均入札額を比較すると、約 1,000 万円の開きのある事例があった。</p> <p>設計書を確認すると、サイクルポート（自転車を駐輪する施設）の屋根部分の設計図が示されておらず、仕様においても形状等の指定をしていなかった。設計書や仕様書で明示することでメーカーが 1 社に特定され、競争性を阻害してしまう恐れがあるためとのことであるが、屋根の図面及び仕様は、入札者が正確に積算する際に必要な情報である。</p> <p>このような入札結果は、市が求めている品質をより安い金額で施工できた可能性を排除してしまうなど好ましいことではない。</p> <p>今後、同様の工事を設計する場合、計画段階でどの程度の設備を必要とするのか十分見定めた上で、市が求めている品質や性能をできる限り図示したり、仕様書でより具体的に明示するなど入札参加者に適正な情報を提供し、より公正、公平な入札が確保されるよう努められたい。</p> <p>(交通政策課、建築課)</p> <p>2 積算について 工事費の積算に関し注意すべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>積算においては、施工地域・工事場所の区分、前払金や契約保証金が必要かといった工事毎の積算条件により諸経費を補正しているが、これらの条件設定に不適切な事例が散見された。</p> <p>積算基準により工事費積算の適正化を図るとともに、チェック体制を強化されたい。</p> <p>(豊野支所、道路課、河川課、維持課、公園緑地課、サービスセンター、浄水課)</p>	<p>今後は、市が求める性能や形状のイメージを可能な限り設計担当課へ伝えるとともに、設計者は汎用競合製品の使用などによる、より明確化を図った設計図書等の作成をすることを再徹底した。</p> <p>(交通政策課、建築課)</p> <p>積算に伴う施工地域の補正については、歩掛りの解釈を誤っていた事が原因であったため、地域補正の歩掛りを再確認する事で改善を図った。</p> <p>(豊野支所)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 随時監査（工事監査・後期）(22 監査第 91 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p>	<p>今回の積算においては、施工地域、工事場所を考慮した補正值の適用区分の取り違いや、地区によっては対象となる豪雪地域補正が加算されていなかったものである。</p> <p>このため、監査の指摘事項等に関する課内研修会を開催し、工事場所や施工時期を考慮した適正な補正を行うことを担当者に周知するとともに、設計条件及び補正内容が記載された「総括情報表」を重点的に照査するなど、審査体制を強化することで改善を図った。</p> <p>(道路課)</p> <p>共通仮設費の率分に補正する施工地域を、本来、地方部（1）のところを市街地（DID）で積算したことが原因である。</p> <p>積算においては、工事箇所毎に適正な条件を設定するとともに、照査においてもこれらの条件が適切に設定されているか確認する旨を、平成 23 年 4 月 6 日開催の課内会議で周知し、改善を図った。</p> <p>(維持課)</p> <p>積算について、豪雪地帯対策特別措置法第二条第一項の規定により指定された豪雪地域内において施工される建設工事に使用する機械の稼働率の低下に伴う補正を行わなかった事例があった。</p> <p>積算においては、工事箇所毎に適正な条件を設定するとともに、照査においてもこれらの条件が適切に設定されているか確認する旨を平成 23 年 4 月 7 日開催の課内会議で周知し、改善を図った。</p> <p>(河川課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 随時監査（工事監査・後期）(22 監査第 91 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p>	<p>豪雪地域補正すべき工事を補正しなかったことについては、積算基準における機械経費の理解不足及び積算時の不注意が原因であったため、積算担当者は積算基準を再確認し、不適切であった設計内容を修正し、再計算の結果、金額に変更がないことを確認した。課内においては事例の周知徹底を図り、設計担当者以外の係員と係長は必ず確認することとした。(平成 23 年 3 月 18 日)</p> <p>(公園緑地課)</p> <p>市街地補正区分について、積算基準及び標準歩掛（土木工事編 I-2-②-12）図をもとに区域を選定していたが、当該工事のような区域境のものについては、誤りがないよう都市計画図を確認しながら選定するように注意をすると共に、監督業務に携わる職員に徹底した。</p> <p>(サービスセンター)</p> <p>現場管理費の積算において、施工地域・工事箇所による補正率の条件設定を、施工箇所が農道であったため地方部 I（一般交通等の影響を受ける場合）としていたが、今後は農道については実際の交通量が少ない場合は地方部 II（一般交通等の影響を受けない場合）とするように課内で統一を図った。</p> <p>豪雪地域補正については、計上をしていなかったが、今後は豪雪地域補正をチェックリスト項目に加えることによりチェック体制の強化を図った。</p> <p>(浄水課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 随時監査（工事監査・後期）(22 監査第 91 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>3 契約について 小規模工事での発注に関し注意すべきもの (報告書 3～4 ページ)</p> <p>ア 契約金額50万円以下の小規模工事（以下、「小規模工事」という。）において、工事内容の工種と異なる業種で業者選定した事例が見受けられた。 業者選定の際には、工事内容に合った業者を選定するとともに、業者選定委員会の実効性を高め、チェック体制を強化し、適切に事務を執行されたい。 (農業土木課)</p> <p>イ 小規模工事において、同一現場における同工種の工事を分割発注した事例が見受けられた。 業者発注の透明性や工事費の経済性を考慮し、競争原理を働かせるよう、適正な工事発注に努められたい。 (農業土木課、消防局総務課)</p> <p>4 施工について (1) 道路を横断する側溝設置工事に関し注意すべきもの (報告書 4 ページ) 路面排水を排除するため道路を横断する側溝設置工事において、道路上に10cm程の開口部が発生したまま供用開始している事例があった。 工事内容は、勾配のある枝線市道と幹線市道がT字に交わる交差点に、U型道路側溝（製品延長1m/本）を6本設置し、開口部をグレーチング（製品延長1m/枚）6枚で蓋掛けするというものである。</p>	<p>業者選定の際には、工事内容に合った業者を選定するように担当者に指導をし、また、課内会議において、業者選定委員会の実効性と発注前のチェック体制の強化を確認し、改善を図った。 (農業土木課)</p> <p>小規模工事の発注においては、同一現場における同工種の工事を分割発注することなく、業者発注の透明性や工事費の経済性を考慮し、競争原理を働かせ、適切な工事発注を行うよう担当者に指導をし、また、課内会議において、発注前の設計書類における審査体制の強化を確認し、改善を図った。 (農業土木課)</p> <p>指摘の工事は、長野市七二会No.20 他防火水槽補修工事と長野市七二会No.21 防火水槽補修工事であり、地区、県、市（消防）の間での調整不足により、防火水槽の改修を、早期に実施することが必要となり、その結果分割発注で対応したことが原因であった。 今後、適正な工事発注を徹底し、また業者選定委員会でのチェック体制を強化することにより、改善を図った。 (消防局総務課)</p> <p>指摘のあった横断側溝の設置については、短期間の施工となる小規模事業において現場打ち合わせが十分に行われなかった事が原因であるため、担当内で小規模事業の設計図書の精査と現場管理について、十分打合せして工事を実施するよう確認をする事で改善を図った。 (豊野支所)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 随時監査（工事監査・後期）（22 監査第 91 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>U型道路側溝は、巾 1 cm程の目地モルタルで接続するため、U型道路側溝の施工延長は目地の幅分だけ長くなるが、U型道路側溝とグレーチングの製品延長は同じことから、この長くなってしまいう目地幅分が蓋掛けできず、開口部が残ってしまった。</p> <p>このような開口部の発生は、監督員と請負業者との事前打ち合わせを十分行っていれば防げたことである。また、工事中や検査時に開口部をコンクリートで塞ぐ等の指示が無かったことにも問題がある。</p> <p>監督及び検査に当たっては、設計図書に基づいて適切に施工されているか確認するとともに、工事目的物が設計図書どおり完成したかを見極め、適正な業務の執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(豊野支所)</p> <p>(2) 産業廃棄物の処理に関し注意すべきもの (報告書 5 ページ)</p> <p>長野市建設技術委員会通知「manifestoの添付について」では、請負業者は産業廃棄物管理票（manifesto）A票、E票を竣工書類に添付し、竣工検査時に全manifesto（A、B 2、D、E票）の原本を整理の上、現場に持参することとされている。</p> <p>ただし、長野市建設技術委員会通知「最終処分費を計上した少量産業廃棄物の取扱いについて」において、2 t車 1 台分以下の少量産業廃棄物処分は、「元請業者（下請業者を含む）の事業所等に一時保管した時点で、処分は終了したとする。」とし、処分完了確認は、「保管場所で撮影した黒板入り保管状況写真を、竣工書類に添付することで確認する。」としている。</p> <p>しかし、2 t車 1 台分以上の産業廃棄物処分費を計上した小規模工事において、少量産業廃棄物の取扱いと同様に、事業所に一時保管しただけで、manifestoによる適正な処理がされていなかったものが見受けられた。</p> <p>監督及び検査に当たっては、長野市建設技術委員会通知及び関係法令に則り、適正な事務執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農業土木課)</p>	<p>コンクリート廃材処理については、長野市建設技術委員会通知及び関係法令に則り、適正に処理するよう担当者に指導をし、また、課内会議において、産業廃棄物の適正な処理について周知し、審査体制の強化・改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(農業土木課)</p>